

茨城県立医療大学附属図書館規程

(趣旨)

第1条 この規程は、茨城県立医療大学学則（平成6年茨城県規則第108号）第5条の規定に基づく茨城県立医療大学附属図書館（以下「図書館」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 図書館は、教育研究活動に必要な情報関連環境を整備し、その効果的な運用を図ることによって、茨城県立医療大学の教育及び研究活動の推進に寄与するとともに学内外の保健医療に関する科学技術の発展に資することを目的とする。

(部門)

第3条 図書館は、図書館資料部門と情報部門の2部門から構成する。

(業務)

第4条 図書館は、第2条の目的を達成するため、次の業務を行うものとする。

(1) 図書館資料部門

- ア 図書館資料の収集、整理、保存、閲覧及び貸出等
- イ 教育及び研究に必要な学術情報の提供
- ウ 図書館資料等の学内外の相互利用に関すること。
- エ その他図書館資料の充実に関すること。

(2) 情報部門

- ア 情報システムの整備、管理及び運営
- イ 情報システムの開発
- ウ 情報システムにかかる知識及び技術の普及
- エ その他情報システムの充実に関すること。

(図書館長)

第5条 図書館には図書館長を置く。

- 2 図書館長の選考は、別に定める。

(図書・研究委員会)

第6条 図書館に関する重要事項を審議するため、図書・研究委員会を置く。

- 2 図書・研究委員会に関する規程は、別に定める。

(寄託)

第7条 図書館は、資料の寄贈又は寄託を受けることができる。

- 2 前項の寄託資料は，寄託者が特に条件を付したもののほか，所属資料に準じて取り扱うものとする。
- 3 寄託資料等が，火災，盗難，その他やむを得ない事情により滅失し，又はき損しても，図書館はその責に任じない。

(利用)

第8条 図書館の利用に関する規程は，別に定める。

付 則

この規程は，平成7年4月1日から施行する。

付 則

この規程は，平成13年4月18日から施行する。